

令和5年度 9月定例

教育委員会会議 議事録

令和5年(2023年)9月4日

吹田市教育委員会

令和5年度9月定例教育委員会会議

開催日時	令和5年(2023年)9月4日 午後3時30分~午後4時20分
開催場所	さんくす3番館5階 第1会議室
出席委員	教 育 長 西川 俊孝 教育長職務代理者 安達 友基子 委 員 福田 知弘 委 員 和田 光代 委 員 飴野 仁子 委 員 谷池 雅子
出席説明員	学 校 教 育 部 長 山下 栄治 地 域 教 育 部 長 道場 久明 教 育 監 植田 聡 学校教育部次長学校教育室長兼務 角田 睦 地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務 堀 哲郎 教育未来創生室長 薬師川 晃 保健給食室長 小西 正晃 学校教育部総括参事 平野 和男 教育センター所長 木谷 美香 学校教育部総括参事 大江 慶博 青 少 年 室 長 大川 雅博 人 事 室 長 田畑 茂洋 教育総務室参事 紙谷 昌明 教育総務室主幹 松山 祐哉 教育未来創生室参事 木村 匡志 健都ライブラリー館長 長尾 理恵 学校教育室主幹・指導主事 畑田 将寿

議事内容

○西川俊孝教育長

ただいまから9月定例教育委員会会議を開催いたします。

署名委員に飴野委員を指名いたします。

それでは本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

○松山祐哉教育総務室主幹

本日の傍聴席の設置可能数は10席でございます。現在の傍聴希望者数は1名でございます。

○西川俊孝教育長

それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思います。いかがでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可します。

○松山祐哉教育総務室主幹

恐れ入りますが、追加議案を提出させていただきたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認めます。

○西川俊孝教育長

本日の日程第1「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」は、現時点において公表することと決していない案件について審議するもの

であるため、また、日程第3「吹田市健都ライブラリー指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について」は公表することにより公正な選定に支障をきたす恐れのある案件であるため、また、追加日程第4「吹田市教育委員会事務局職員の処分について」は人事案件であるため、吹田市教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、秘密会とし、議事運営を効率的に行うため、追加議事日程第4議案第66号の案件を日程第1議案第61号の案件に先んじて行う議事順序の変更を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、日程第1「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」、日程第3「吹田市健都ライブラリー指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について」及び追加日程第4「吹田市教育委員会事務局職員の処分について」を秘密会とすること、並びに、追加日程第4、議案第66号を日程第1の案件に先んじて行うこと、及び、日程第3、議案第63号を日程第2の案件に先んじて行う議事順序の変更を決定いたします。

－ 秘密会 －

○西川俊孝教育長

ここで秘密会を解きます。
傍聴者の入室を許可します。

－ 傍聴者入場 －

○西川俊孝教育長

日程第2、議案第62号「吹田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○紙谷昌明教育総務室参事

日程第2 議案第62号「吹田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書7ページの、現行・改正案対照表を御覧ください。

本規則の第2条第1項ただし書において、引用する吹田市広告式条例の条項移動に伴い、必要な規定の整備を行うものです。

以上簡単な説明ではありますが、御審議いただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第62号「吹田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

それでは、日程第4、「教育長報告」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○畑田将寿学校教育室主幹・指導主事

日程第4、教育長報告「令和5年度1学期末いじめに関する状況報告について」学校教育室より御報告申し上げます。

議案書15ページを御覧ください。

まずは吹田市における令和5年度1学期末のいじめに関する状況についてです。

「1 全国、大阪府のいじめの認知件数の推移」を御覧ください。

表の見方としましては、各枠内で上段が認知件数、中段のカッコ内が解消率、下段が千人率でござ

います。

中段のカッコ内の解消率についてですが、昨年度までお示ししていたものは、本市のものは3ヶ月見守りを経過した7月末での数値であり、国や府の数値は、年度終わり、3月末のものであったため、比較がしにくいとの御意見をいただいていたことから、今回の資料は吹田市も3月末の数値をお示ししております。なお、令和元年及び平成30年の解消率については、正確な記録が残っていなかったため、バー表記させていただいていることを御了承ください。

大切なことは、一つひとつの事案に対して安易に解消とするのではなく、丁寧な見守りや継続的な対応をしたうえで、被害児童生徒、また、その保護者と連携を図りながら、解決に向けて対応することです。

その点も踏まえたくて、今後とも各校への指導を進めてまいります。

なお、令和4年度の全国、大阪府の状況につきましては10月以降の公表となると思われますので、発表されましたら改めて御報告させていただきます。

つづきまして同じページの中段から下段、「2 吹田市のいじめの件数及び解消率 学期別の推移について」を御覧ください。御注目いただくのは、網掛けをしている部分でございます。

本市において、一番下段の令和5年度1学期の認知件数は、その上段、令和4年度1学期とも比較して、小学校で247件増加し、755件、中学校では83件増加し、226件となっております。

いじめの積極的認知を進めることにより、認知件数は年々増加しておりますが、今年度も1学期だけでも学校によって大きく差があるのが現状です。

学校規模や学校の状況は様々なので、一概に「いじめの認知件数が多いイコール積極的認知が進んでいる」というわけではないとは思いますが、上段にございます全国、大阪府のいじめの認知件数の推移にもお示している国や府、また本市の千人率とそれぞれの学校の千人率を比較した時に「いじめが少ないからいい学校だ。」「もしかしたら軽微なトラブルと捉えてその場の指導で終えてしまっているのではないか。見逃してはいないだろうか。」等、どのように分析するのかについて、校長指導連絡会等の研修の場で改めて問いかけており

ます。

また、あわせて2学期以降も学校担当指導主事及び学校問題解決支援員が、学校訪問時に様子を見て具体的な助言を二学期以降も実施してまいります。

16ページ「3いじめの態様について」を御覧ください。

いじめの態様については、例年と大きく傾向が変わりませんが、小学校においては、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」等、暴力的な行為を伴うもの。中学校においては、「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。」等の、LINE等SNSを使用しているいじめが増えてきております。小学校における暴力を伴ういじめについては、重大な怪我や事案につながる恐れがあること。また、中学校におけるSNSでのいじめについては、氷山の一角で、学校がなかなか捉えることができず対応が困難化するケースもあるのではないかと考えております。

いじめについては、国や府からも警察との連携強化の必要性を言われており、吹田警察からもいじめ対応について警察の協力が必要な場合はいつでも連携していただくと聞いております。

また、それぞれの態様については、国や府で統一して確認されている内容であるため変更することはできませんが、それぞれの態様の中にもレベルの高低はございます。そのことにも目を向け、それぞれの態様とレベルの相関関係についても分析し、学校がそれぞれに応じた適切な対応をしていけるように助言していきます。

最後に 4教育センターにおけるいじめ相談回数（累計）について御説明いたします。

相談の延べ回数は、「いじめ」を主訴とする相談回数の合計となっております。

また、相談者種別の「実人数」とは、実際に相談に来られた人数を表しております。

相談の延べ回数で見ると、来所相談、電話相談、出張教育相談の数が少なく、中学校のスクールカウンセラーへのいじめ相談が大変多くなっておりますので、この統計の取り方について御説明いたします。

中学校スクールカウンセラーは大阪府から派遣されており、統計の取り方も大阪府から指定された

方法で学期末ごとに府に報告いたしますので、その数字を掲載させていただいております。

例えば、府の統計では、教員が10人参加する会議で、1件のいじめ事案について情報共有等を行い、その会議にスクールカウンセラーが同席して助言等を行った場合、延べ回数を10、とカウントすることになっております。事例検討会議の件数も別途統計をとっておりますが、実人数とダブルカウントすることになります。

一方、本市の相談事業では、会議での報告等は相談回数には含めず、別途計上しております。

これは会議ではなく、個別の相談者の実人数と相談回数を正確に把握するためでございます。

令和4年度は、スクールカウンセラーへの教員からの相談が非常に多く計上されております。各カウンセラーから提出された報告を精査いたしました。多くの教員で、複数回会議を行ったとみられる報告が提出されている学校が複数校ございました。

このことから、一気に数字が大きくなったものと分析しております。

本日御報告した内容につきましては、先日の校長・教頭指導連絡会においても、この資料をもとに研修をおこなっております。今後もこれらの研修をおして、引き続き各校に働きかけ、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組みの充実を図ってまいります。

報告は以上でございます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○安達友基子教育長職務代理者

今御説明いただいた、4番の相談回数のところなんですけれども、令和5年度の来所相談が、延べ回数1回と極端に少ないですけれども、これは何が原因ですか。

○木谷美香教育センター所長

来所相談の中で、1名の方が御相談されたとい

うのが1件ということですので、来所相談自体はもっとたくさんあるんですけども、その内容がいじめだったことが、この1学期は1件だけだったということになっております。

以上でございます。

○安達友基子教育長職務代理者

それは、令和4年度のカウントの仕方はそうではなかったのでしょうか。

令和4年度は1学期で35回ってということだったので、急に少なくなった原因が何かあるならと思いますお聞きしています。

○木谷美香教育センター所長

延べ回数には本人、保護者、教員それぞれ含めております。細かい数字を本日は持ち合わせていないですけども、令和4年度は本人と保護者、教員が全部で10人になっておりますので、この10人が3回ずつほど御相談されると、35という数字になります。

ちょっともう一度その部分については、詳しい昨年度の資料ともまた比較をし、検討させていただきたいと思います。

○安達友基子教育長職務代理者

もしカウントの仕方が変わっていないのにこれだけ違っているということになると、偶然とも思えないような気がします。

何か原因があって、いじめの相談で行きにくくなっているとかいうことがあるならいけないと思いますので、ちょっとそこは分析をしていただけたらと思います。

○木谷美香教育センター所長

もう一度数字をきちんと見て分析させていただきます。ありがとうございます。

○西川俊孝教育長

それでは、他に質問、御意見はございませんか。

○谷池雅子教育委員

幾つかこうしたら、より良くなるのではないかという意見です。

まず3番目のいじめの様態についてですけども、これは1学期末で集計されていますが、小学校等では、学期末も大事ですけど、やっぱり低学年中学年高学年で全然違うんじゃないかと思います。

学年ごとにまとめていただくのはどうかと、例えば素行障がいのようなものやはり、高学年が多いんじゃないかなと思いますし、年齢依存性というのがあるのではないかと思いますので、そういう視点が大事なかなと思いました。

二つ目ですが、今の安達委員のお話と少し被るのですが4番目の類型がちょっとわかりにくい。

スクールカウンセラーのカウントが違うんだという話は詳しくお聞きしましたけど、カウントが違うというのはやっぱり表示する時は、揃えていただけたら良いのでは。

学校でスクールカウンセラーに直接相談できた回数がどれくらいあるのかというのもやっぱり知りたいなあと思いますし、さらに来所相談というのはいきなり来るわけじゃなくおそらく電話でお話したりして、予約して来所すると思いますので、待機時間も知りたいなあと思ひまして、そういうデータを付け加えていただいたらいいんじゃないかなと思いました。

以上です。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○木谷美香教育センター所長

今御指摘いただきましたことを、また持ち帰りまして、この統計の出し方ですが、ちょっと数値の違いもございまして、もう一度考えて、より状況がわかるようなデータになるように工夫したいと思います。

ありがとうございます。

○畑田将寿学校教育室主幹・指導主事

3 番の対応につきましても、今のことを参考にさせていただきます、またお示しできる場面がありましたら、お示しさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○西川俊孝教育長

それでは、他に質問、御意見はございませんか。

○飴野仁子教育委員

御報告ありがとうございます。

先ほどの御意見等と重なるところでもあるんですけども、相談のしやすさはどうなのか、バリアがあるのかないのかの観点からの質問なんですけれども、中学校でのスクールカウンセラーのカウンターの仕方はちょっと違うという説明がありましたけど、直接スクールカウンセラーの方々に対応していただけるようなことを望んでおられるというような状況は分かりますか。

もう1点、そういったニーズに、スクールカウンセラーが学校で足りているのかどうか、それは生徒児童本人もそうですし、教員の方も含めて実態のところも教えていただきたいのですがわかる範囲でお願いいたします。

○木谷美香教育センター所長

小学校の方では出張教育相談ということで、各学校の方にスクールカウンセラーという呼び方をしていないですけども、同じように学校の方に行きまして、御相談を受けているという意見があります。それが出張教育相談となっています。

ただ中学校のスクールカウンセラーは府の方から年間 35 回、何度かは府の会議に呼ばれますので、実質 30 回少し 32、3 回学校に行くんですけども、その回数が市の方の小学校の出張教育相談の方は、同じ回数には行けていなくて、少ない学校では 15 回程度、多い学校でも 20 回しか行けていませんので、そういう意味ではもう少し出張教育相談の回数っていうのは、見直していく必要があるかなと今検討をしているところでございます。

来所相談の方も保護者の方々、なかなかお昼は

お仕事をされているので、相談に行けないということで、木曜日の夜間と日曜日は第 3 日曜日だけ相談日を設けておるんですけども、そこも割と相談が埋まっているような状態でございます、なかなかちょっと平日のお昼に、来所相談に来てっていうその時間的な作りについても、少し検討の余地はあるのかなっていうふうに思っています。

ただ相談結構埋まっていて、たくさん来所の相談には来ていただいています。

○飴野仁子教育委員

ありがとうございます。

先ほどからの来所相談が増えているとか、減っているかという、切り取られた数字だけじゃなくて、相談の内容からいって、相談のしやすさとか、相談しやすい環境をどう作っていくかということ、それと相談者数の実数の一方で、相談したいが予約が取れなくて待っている方がどのぐらいいるかというのも、本当のニーズに近づく角度かと思っておりますので、出張教育相談であるとか、来所だったり、スクールカウンセラーとか色んな手だてがこれからもされており、これまでもされていたと思うんですけど、そういったところで、本来、水面下で見てない相談があるところをもうちょっと掘り起こしていくようなものが反映できるような形で、数字を出せていくと、相談に関わる人員をこう手厚くしていくようなところにも結びつけていけると思っていますので、やっぱりそういったところの数字が、実際に相談できましたって方だけじゃなくて水面下を拾っていくようなやり方が今後は必要かなというふうに思います。

以上です。

○木谷美香教育センター所長

ありがとうございます。

令和3年度来所相談全体で 3,900 回ぐらいの相談だったところ、令和4年度は 4,500 回ほど来所相談をいただいています。

相談件数は基本的には年々増えているという状況でございます。

頂いた御意見をまた持ち帰りまして、統計の取り方を検討していきたいと思っております。

ありがとうございます。

○飴野仁子教育委員

ありがとうございます。

増えているというのは、相談したいというふう
に案件が増えることがあると思うんですけど、こ
ちら側もそれを受け止めようとしてる。それが
反映されてることで、あると思うんですね。

相談のしやすさなどが繋がっているところも
あるかと思うんですけど、実際のところに生か
せることができるよう、ぜひ進めていっていただ
きたいと思います。

ありがとうございます。

○西川俊孝教育長

御意見ということでよろしいですか。

○飴野仁子教育委員

はい。

○西川俊孝教育長

それでは、他に質問、御意見はございませ
んか。

御意見がないようですので教育長報告を終
わります。

○西川俊孝教育長

次に、追加日程第1、議案第64号「令和5
年9月吹田市議会定例会提案の令和5年度補
正予算案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○紙谷昌明教育総務室参事

日程第1、議案第64号「令和5年9月吹
田市議会定例会提案の令和5年度補正予算
案について」御説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に
関する法律第29条にもとづきまして、令
和5年9月議会に提案される令和5年度補
正予算にかかる議案につきまして、市長
から意見を求められましたので、御承認
をお願いするものでございます。

恐れ入りますが議案書5ページを御覧
ください。

歳出補正予算の内容につきましては、次の
3点でございます。

まず、1点目は中学校部活動 運營業務
委託に係る事業者選定の謝礼金、2点目
は北部消防庁舎等複合施設建設費の増額、
最後に3点目は中学校給食調理等業務委
託料などの増額でございます。

歳出補正予算の金額につきましては、議
案書5ページにお示しのとおりです。

なお、建設費の歳出の増額に伴う歳入
につきましては、議案書3ページにおい
て見込まれる金額を計上しております。

次に、議案書7ページを御覧ください。

債務負担行為の補正でございます。

追加といたしまして、中学校部活動運
營業務につきまして、お示しの期間と限
度額を追加し、変更といたしまして、英
語指導助手派遣業務につきまして、お
示しの限度額に変更するものでござい
ます。

最後に、議案書9ページを御覧ください。

地方債の補正でございます。

変更といたしまして、教育センター建
設事業につきまして、お示しの限度額
に変更するものでございます。

以上簡単な説明ではありますが、御審
議いただき、御承認賜りますよう、お願
い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御
意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御
異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第64号「令和5
年9月

吹田市議会定例会提案の令和5年度補正予算案について」を承認します。

○西川俊孝教育長

次です。追加日程第2、議案第65号「吹田市立江坂大池小学校校舎及び吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室増室工事(建築工事)請負契約の一部変更について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○木村匡志教育未来創生室参事

議案第65号「吹田市立江坂大池小学校校舎及び吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室増室工事(建築工事)請負契約の一部変更について」御説明申し上げます。

議案書の19ページを御覧ください。

本件は、本年11月末に完成予定であります、吹田市立江坂大池小学校の増築校舎の工事に関しまして、当該工事請負契約の一部変更を行うものでございます。

昨今の人件費等の高騰を受け、急激なインフレーション等が発生した際に、請負金額が不適当となった場合、発注者または受注者が請負金額の変更を請求できる、工事請負契約書第26条第6項のインフレスライド条項の規定に基づき、受託者と協議を行った結果、契約金額を見直すものでございます。

請負金額につきましては、本年3月時点の労務単価、物品単価等をもとに再計算を実施し、現契約の請負金額2億998万6700円から2億1340万7700円となり、342万1000円の増加となるものでございます。

なお、増築校舎につきましては吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室との合築であることから、増加金額を当初契約に基づいて按分し、教育未来創生室所管分が205万2600円、放課後子ども育成室所管分が136万8400円としております。

以上簡単な説明ではございますが、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第65号「吹田市立江坂大池小学校校舎及び吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室増室工事(建築工事)請負契約の一部変更について」を承認します。

○西川俊孝教育長

次の追加日程第3、「教育長報告」については、先ほど議案第65号の説明内容と同様の報告となりますので、省略をさせていただきます。

ではこれもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、令和5年9月定例教育委員会会議を閉会といたします。